法人の定款等の変更及び事業所の運営規程等について

１．定款の記載について

①　老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」としている場合には、定款変更は不要です（老人居宅介護等事業には第１号訪問事業、老人デイサービス事業には第１号通所事業が含まれているため。）。

②　介護保険法に基づく「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」としている場合には、事業名の変更（追記）が必要です。介護保険法で使用されている用語にて下記を参考に記載してください。

＜記載例＞

・介護保険法に基づく介護予防訪問介護および第１号訪問事業

・介護保険法に基づく介護予防通所介護および第１号通所事業

・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業・・・（総合事業利用者のみの場合）

　※　変更の際には、所轄官庁へご相談ください。（医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認が必要です。株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。）

※　総合事業移行年度である平成29年度は、介護予防訪問（通所）介護と総合事業が併存するため、平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の記載を削除しないようご留意願います。利用者が全て総合事業に移行した後は、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の記載を削除する必要があります。

２．運営規程、重要事項説明書、契約書について

〇　総合事業の実施により提供するサービスが変わるため、現在の運営規程、重要事項説明書及び契約書の記載内容を変更する必要があります。現在の運営規程等に総合事業を実施する旨を加える場合は、下記のように変更し、県に届け出る必要がありますのでご留意ください。

　　総合事業の実施に関する運営規定等を別に作成する場合は、県・市への届出は不要です。

＜記載例＞

・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第１号訪問事業」

・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第１号通所事業」

※　運営規定等は、提供するサービス種類ごとに個別に作成しても、一体的に作成してもかまいません。今後、介護予防通所介護サービスが終了することも踏まえ、適宜運営規定等を作成してください。介護又は予防が含まれる一体的な運営規定の変更については、県に届け出る必要があります。

（イメージ）

① 介護　と　予防・第１号事業

いずれでもよい

② 介護・第１号事業　と　予防

③ 介護・予防・第１号事業

④ 介護　と　予防　と　第１号事業

（新たな契約の必要）

各利用者について、現在の要支援認定の期間中は、従来の介護予防サービスの利用者となります。次の要支援認定の期間開始時に制度の概要等の説明を行い、利用者の同意を得て、総合事業の契約を締結してください。

要支援認定の更新時期は利用者ごとに異なるため、各事業所は平成29年４月までに総合事業に対応した契約書のひな形を用意し、認定更新をした利用者と契約を締結してください（平成29年４月１日付で一斉に契約変更するものではありません）。